

産業廃棄物処分業許可証

住所 埼玉県久喜市河原井町16番地1
氏名 埼玉エコロジー株式会社
代表取締役 河野 利美

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和7年6月4日

許可の有効年月日 令和14年6月3日

1. 事業の範囲

中間処理

破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類
圧縮梱包：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）
及び陶磁器くず（繊維状のものに限る。） 以上4種類
熔融減容：廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。） 以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県久喜市河原井町16番1 以上1筆（面積9,877.96㎡）
処理施設及び保管施設の概要は2面以降のとおり。

3. 許可の条件

- 中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。
- 中間処理は、2面及び3面に掲げる処理施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	指令番号	変更内容
平成21年3月3日	指令産廃第1329号	新規許可
平成21年11月30日	—	変更届（熔融減容施設の入替え）
平成30年11月16日	—	変更届（保管面積の拡大及び縮小等）
令和4年10月13日	指令産廃第597-1号	変更許可（1種類の追加、1種類の限定解除、 破碎施設処理能力の増大及び圧縮梱包施設処理能力の増大）
令和7年6月4日	指令東環第265号	更新許可（優良認定）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

処理施設の種別及び能力等

施設の種別	処理能力	産業廃棄物の種別	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	123.32 t/日 (12時間)	がれき類 以上1種類	平成21年 3月 3日 平成21年 3月 3日 5-85
	120.96 t/日 (12時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上1種類	
破砕施設	24.00 t/日 (12時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。)以上1種類	平成21年 3月 3日 — —
破砕施設	120.00 t/日 (12時間)	木くず 以上1種類	平成21年 3月 3日 平成21年 3月 3日 5-86
破砕施設	24.00 t/日 (12時間)	廃プラスチック類 以上1種類	平成21年 3月 3日 平成21年 3月 3日 5-87
	28.80 t/日 (12時間)	紙くず 以上1種類	
	30.00 t/日 (12時間)	木くず 以上1種類	
	26.40 t/日 (12時間)	繊維くず 以上1種類	
	21.60 t/日 (12時間)	ゴムくず 以上1種類	
	45.60 t/日 (12時間)	金属くず 以上1種類	
	32.40 t/日 (12時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上1種類	
	43.20 t/日 (12時間)	がれき類 以上1種類	
38.40 t/日 (12時間)	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類		



施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
圧縮梱包施設	200.64 t / 日 (12時間)	廃プラスチック類 以上1種類	平成21年 3月 3日 — —
	236.64 t / 日 (12時間)	紙くず 以上1種類	
	123.48 t / 日 (12時間)	繊維くず 以上1種類	
	184.80 t / 日 (12時間)	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(繊維状のものに限る。)以上4種類	
溶融減容施設	0.60 t / 日 (12時間)	廃プラスチック類(発泡スチロールに限る。)以上1種類	平成21年 3月 3日 — —

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
がれき類 以上1種類	64.0 m ²	3.0 m (屋外)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上1種類	9.0 m ²	1.5 m (屋外)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。) 以上1種類	90.0 m ²	3.0 m (屋外)
木くず 以上1種類	144.0 m ²	3.0 m (屋外)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類	100.0 m ²	3.0 m (屋外)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類	100.0 m ²	3.0 m (屋外)
がれき類 以上1種類	16.3 m ²	1.5 m (屋内)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上1種類	16.3 m ²	1.5 m (屋内)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。) 以上1種類	30.0 m ²	2.5 m (屋内)
木くず 以上1種類	265.0 m ²	3.5 m (屋内)

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類	18.0 m ²	1.5 m (屋内) (8.2 m ³ コンテナ×2個)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上8種類	9.0 m ²	1.5 m (屋内) (8.2 m ³ コンテナ×1個)
廃プラスチック類 以上1種類	9.0 m ²	1.5 m (屋内) (8.2 m ³ コンテナ×1個)
紙くず 以上1種類	9.0 m ²	1.5 m (屋内) (8.2 m ³ コンテナ×1個)
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず 以上4種類	18.0 m ²	2.0 m (屋内)
廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る。) 以上1種類	10.0 m ²	2.0 m (屋内)

(以下余白)